

9 月

KOHO OWANI

おおわに 広報大鰐

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>

青森県
大鰐町
広報誌



大鰐温泉ねぶたまつり(2012大鰐温泉サマーフェスティバル)

『いつもの夏!?!』

いつもは
合同運行日となると
不思議と雨にたたられていたが
初日、三日と
順調に運行され
いつになく涼しい
なにか
七日日です



東日本大会第3位を報告の鰐小ソフトボール部
(町長室・8月2日)

Topics
話題

2012大鰐温泉サマーフェスティバル

大鰐温泉サマーフェスティバルが7月20日、大鰐町長杯ゴルフコンペ、グラウンドゴルフ大会などで開幕となり、平川親水公園では、鰐中吹奏楽部、鰐小マーチングバンドが演奏を披露。納涼ふえあひのビアガーデンに涼を求める人々が賑わった。

22日、消防団玉落し競技会、フリーマーケット、リカー倶楽部の店、親子野外映画デー、ミニ花火大会などで賑わいを見せた。

26日、蔵館大湯会館で温泉祈禱式が行なわれ、一年の無病息災を祈念して入浴を楽しんだ。ねぶた合同運行(8月1・3



日)の初日は12台が運行、8月17日の祭り最終となった灯笼流しで、期間中延べ約1万2千人の出入で賑わい閉幕となりました。

グラウンド・ゴルフ大会

2012年大鰐温泉サマーフェスティバル・グラウンドゴルフ交歓大会が7月20日、参加

選手293名(エントリー)で行なわれ、グラウンドチャンピオンには、各組男女最上位者によるプレーオフの結果、男子が野呂利男さん(大鰐)、女子は鈴木テツ子さん(青森)が輝きました。

その他、各グループ別上位入賞者は次のとおりです。

- 【赤組・男子】 木村良悦(青森) 59 三上重光(板柳) 61 石田隆也(弘前) 63 【赤組・女子】 鈴木テツ子(青森) 62 石山ミツ子(弘前) 64 葛西則子(板柳) 68 【緑組・男子】 相馬弘美(弘前) 59 佐藤喜代志(弘前) つがる(65) 木村 洋平(川) 66 【緑組・女子】 原田則子(五所川原) 64 小林網枝(金木) 65 福嶋



グラウンドチャンピオン(男子)に輝いた野呂利男(大鰐)さん

- せつ子(岩木) 67 【黄組・男子】 佐藤武男(黒石) 61 山本実五所川原) 64 間山由吉(藤崎) 65 【黄組・女子】 竹村節子(平川) 65 佐藤てつ(大鰐) 67 福嶋きぬ(岩木) 72 【青組・男子】 野呂利男(大鰐) 56 藤田敏彦(平川) 60 津島芳秋(青森) 60 【黄組・女子】 越前信子(弘前) つがる(65) 川添愛子(五所川原) 65 工藤その(青森) 66

大鰐町長杯ゴルフコンペ

7月20日、青森ロイヤルゴルフクラブで18名が参加して行なわれました。

- 結果は次のとおりです。
- 優勝 白川 誠 (N72・8)
 - 2位 岩谷正孝 (N73・2)
 - 3位 竹本昌源 (N73・6)
 - 【シニア賞】岩谷正孝(N73・2)



Town 町の

消防団玉落し競技会(決勝成績)

- 1位 第5分団(宿川原) 35秒28
- 2位 第16分団(森山) 36秒48
- 3位 第2分団(蔵館) 2分
- 4位 第3分団(長峰九十九森) 記録無し



第1位は第5分団(宿川原)

「大鰐温泉もやし」地域団体商標登録を報告

「大鰐温泉もやし」が地域団体商標として今年6月8日に登録され、山田町長、成田孝昭議長、出願人のプロジェクトお

おわに事業協同組合理事長八木橋孝男、生産者の山崎光司・綾子さん夫妻ら関係者が6月25日、県庁を訪れて三村知事に報告しました。

山田町長は「大鰐の歴史ある伝統野菜として知られているところですが、生産者も高齢化で減っています。生産施設を強化し、生産者育成を図るとともに、これを機に知名度も高まり所得向上に繋がれば」と報告。八木橋理事長は「地元生産者及び町や関係団体、県など多くの関係者のご協力により、今回登録となりました。我が町に古くから伝わる「大鰐温泉もやし」が、国からも「唯一」の北国



伝承野菜として認められたことは、大変意義深いことです。より一層の全国ブランドとしての商品化に努めたい」と語っていました。

長峰小学校児童が鮎の稚魚放流

平川内水面漁業協同組合員工藤良憲組合長)では7月7日、大鰐町若木地区の平川若木観音橋付近で鮎の稚魚6千匹の放流を、長峰小学校山口裕子校長)の3・4年生が参加して行ないました。

工藤組合長が「鮎が育つためには水がきれいであることが一番です」、幸山市雄同組合事務局長が「大きく育つよう祈っ



て放流して」と、あいさつ。

この後さっそく、児童達は鱒ヶ沢町より取り寄せたという10センチ程に育った稚魚を優しくバケツから放流すると、元気に流に乗って泳いでいました。

愛の花束プレゼント大作戦

黒石地区安全運転管理者協会大鰐支部(支部長山本智)黒石地区安全運転管理事業主会大鰐支部(支部長船越規孝)が7月23日、蔵館地区の国道7号線で「愛の花束プレゼント大作戦」を実施しました。

交通安全母の会会員らと一緒に、大型トラックなどのドライバ―に花束や団扇などを贈り、「安全運転をお願いします」と、交通安全を呼び掛けていました。



ご存知ですか公的年金制度

平成24年10月から後納制度が始まります

後納制度を詳しく知りたい！
過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長、「後納制度」といいます（されます）。

延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。
（例）平成14年10月の場合、平成24年10月末となります。

ご利用いただける方
20歳以上60歳未満の方：
10年以内に納め忘れの期間納付（免除以外）や未加入期間をお持ちの方

60歳以上65歳未満の方：
の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
65歳以上の方：
年金受給資格がなく任意加入中の方など

老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

お申込みから納めていただくまでの手順
申込書の送付依頼（日本年金機構HPからも取得できます）。

年金事務所から申込書が送付されます。

お申し込みいただく際の注意事項

【納付の際に加算額がつかます】
過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつかます。

（例）平成24年に納付
平成21年度分以前、
当時の金額プラス加算額
平成22年度、
当時の金額のまま

【納める際は順番があります】
後納をご利用いただく際は後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。

（後納順）
（1）平成15年度 先
（2）平成16年度
（3）平成17年度 後

【3年以内にお申込から納付まで】

後納をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです（納付書の使用期限に注意してください）。

1ヶ月ごとの分割納付も可能です。
お早めのお申込みをお願いします。

【お申込み後に審査を行ないません】

後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行ない、その結果をお知らせします。

審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお申込みください。

【一部免除の未納期間】
一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。

この場合の後納する保険料は一般の未納期間と同じ1ヶ月分の保険料が必要です。

【免除期間をお持ちの方は】
全額免除や一部免除一部納付済、若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は後納をご利用いただけません。

納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

納付をご希望の方は同封の申込書にご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出ください。

詳しくは
町役場住民生活課
国民年金係 ☎48 21111
内線327（成田）



不活化ポリオワクチン接種についてのお知らせ

平成24年9月1日からポリオ予防接種が変わります

平成24年7月31日の予防接種法の改正により、ポリオ予防接種は、経口生ポリオワクチンを使用した集団接種から、医療機関での不活化ポリオワクチンを使用した皮下注射による個別接種に変わります。

町では9月上旬から実施できるよう計画しています。これに伴い、すでに健康カレンダーでお知らせしました10月24日の集団接種は中止となりますのでご注意ください。

対象となる方には、予診票等とあわせて個別通知いたしました。

なお、接種に関しては、下記の医療機関に事前予約して接種くださるようお願いいたします。

- 1.対象者 生後3ヶ月から7歳6ヶ月未満のお子さん
- 2.医療機関 小山内医院 ☎48 - 2415 おおわに内科クリニック ☎47 - 7111
ゆのかわら医院 ☎47 - 6611 町立大鰐病院 ☎48 - 2211
- 3.接種費用 無料
- 4.接種回数 【未接種の方】・・・初回3回 + 追加1回 = 計4回
【生ポリオワクチンを1回接種している方】・・・初回2回 + 追加1回 = 計3回
【生ポリオワクチンを2回接種している方】・・・接種は必要ありません。
- 5.接種間隔 【初回接種】・・・20日から56日までの間隔をおいて3回
【追加接種】・・・初回3回目終了後12ヶ月から18ヶ月(最低6ヶ月以上の間隔をおく)の間に1回
- 6.持ち物 同封したポリオ予防接種予診票、母子健康手帳
- 7.その他 現在、追加接種(4回目)は定期接種対象外(有料)です。臨床試験中のためデータが整い次第実施する予定ですので、国から通知があり接種可能となりましたら、予診票等と合わせて個人通知でお知らせします。
既に、不活化ポリオワクチンを任意接種(自費)で接種された方は、残りの回数を定期接種(無料)として受けることが可能です。既接種回数を把握したいので、お手数ですが大鰐町役場保健福祉課までご連絡をお願いいたします。
町外のかかりつけ医での予防接種(広域予防接種)は、10月上旬開始予定となっています。希望する場合は、必ず大鰐町役場保健福祉課までご連絡ください。

詳しくは 町役場保健福祉課 健康推進係 ☎48 - 2111内線308・309

住民生活課だより

住民生活課からのお願い

最近、ごみの収集場所に、指定ごみ袋に入っていない「ごみ」が多く見られます。

このような「ごみ」は収集されないため、各町内会などが指定ごみ袋を購入して対応していますが、対応できないほどの「ごみ」が出た場合などは、その収集場所を廃止せざるを得ないこととなります。

このようなことを防ぐためにも、きちんと指定ごみ袋にごみを入れるようにしてください。

詳しくは 町役場住民生活課環境生活係 ☎48 - 2111内線326(藤田)

企画観光課だより

就業構造基本調査が実施されます

総務省統計局(青森県・大鰐町)では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

この調査は、国民のふだんの就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、雇用政策を始め経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的に実施します。

9月上旬から調査員が調査世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査票へのご記入をお願いします。

詳しくは 町役場企画観光課企画係 ☎48 - 2111内線234(山口)

平成24年度全国統一防火標語

消すまでは 出ない 行かない 離れない



危険物取扱者試験と事前講習会

【危険物取扱者試験】

とき
平成24年11月3日・10日(両日受験可)

ところ
弘前東高等学校 川先4丁目 種類

甲種(受験資格有)/乙種第1~6類/丙種
乙種と丙種に受験資格は必要ありません。

受験料
甲種5000円/乙種3400円/丙種2700円

受付期間
9月24日から10月3日(電子申請は9月21日から9月30日)

インターネットによる電子申請ができます。

【事前講習会】

とき
平成24年10月11・12日(2日間(午前9時30分~午後4時30分))

ところ
弘前消防本部3階大会議室

車での来場はできませんので最寄りの駐車場をご利用ください。

対象者
乙種第4類の受験者(先着順100名)

受講料 4500円

(弘前地区消防防協会加入事業所は2000円)

テキスト代 1400円

(テキストのみの販売もありません。)

受付期間
9月24日~10月9日(土日祝日を除く(午前8時半~午後5時))

申込先
弘前地区消防事務組合 消防本部予防課

詳しくは(財)消防試験研究センター(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)ホームページで。

また、従来の受験願書でも申請できます。願書は、消防本部予防課(本町、☎32 5104)が最寄りの消防署、分署へ。

救急の日とは？

9月9日は「救急の日」です。救急業務や救急医療に対する国民の理解と認識を高め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に定められました。

また、この日を含む一週間(今年9月6日~9月12日)を「救急医療週間」とし、全国各地で応急手当の講習会を中心とした救急に関する様々な行事が行われています。

身につけよう応急手当！

私たちは、いつどこで、突然のけがや病気に襲われるかわかりません。そんなときに皆さんができる応急手当のことを「応急手当」といいます。すばやく応急手当をすることでけがや病気の悪化を防ぐことができます。

けがや病気の中で最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合です。

ついさっきまで元気にしていた人が突然、心臓や呼吸が止まってしまったら...

こんな人の生命を救うことができるのはそばにいるあなただけです。このようなときに行う胸骨圧迫(心臓マッサージ)や人工呼吸などの応急手当とAED(自動体外式除細動器)の使用法も含め、「救命手当」といいます。

弘前地区消防事務組合では、市民の皆さんが自信を持って「救命手当」ができるよう救命講習会を実施しています。

【出張講習】

参加者10人以上のグループを対象とした講習会で応急手当指導員が会場に出張し指導します。時間は1~8時間のコースがあります。

受講申込書(普及講習申込書)は弘前地区消防事務組合のホームページからダウンロードできます。

【定期講習】

個人で受講したい方は、毎月第3日曜日(午前9時から、弘前消防本部で普通救命講習)3時間講習、修了証を発行します。(を実施しています。)

お問い合わせは
弘前消防本部予防課 ☎32
5103 東消防署 南分署
☎48 2108



『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

秋の全国交通安全運動のお知らせ

期間 平成24年9月21日(金)～9月30日(日)の10日間

【運動の重点】

子どもと高齢者の交通事故防止

運転者の皆さんは、子どもと高齢者への思いやりのある運転に努め、子どもの保護者は、子どもに交通ルールを守らせ、高齢者の方は自ら交通ルールを守り、交通事故に遭わないようにしましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止(反射材用品等の着用、自転車前照灯の点灯)

県内では歩行中における交通事故死亡事故が多発しており、そのほとんどが夜間に発生しています。しかも、亡くなられた方はいずれも反射材を身に付けていませんでした。

また、夜間、自転車乗車中に交通事故に遭い亡くなられた方もあります。

運転者の皆さんは、早めのライト点灯により、「見ること」と「見せること」を徹底し、交通事故防止に努め、歩行者・自転車利用者は、「反射材」を活用し、交通事故に遭わないようにしましょう。

全ての座席のシートベルトと

チャイルドシートの正しい着用の徹底

今年4月の調査で、本県のチャイルドシートの使用率は41.5%と全国平均の58.8%を大きく下回りました。

自動車乗車中は、全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。

飲酒運転は、運転者だけでなく、車両の提供者や酒類の提供者・車両の同乗者にも厳しい罰則が設けられていること、飲酒運転は、重大な犯罪であることを認識し、飲酒運転の根絶に御協力をお願いします。

キノコ採りの遭難をなくそう

1. 昨年(平成23年)のキノコ採り遭難状況

発生件数等

- ・15件15人(前年比 - 4件 - 6人)
- ・死亡 1人(前年比 ± 0人)
- ・行方不明 1人(前年比 - 1人)
- ・負傷 3人(前年比 - 4人)
- ・無事救助 10人(前年比 - 1人)

遭難の特徴

・道迷いが原因の遭難が約66%(15人中10人)

・60歳以上の遭難者が約93%(15人中14人)

2. 遭難防止のためのアドバイス

- 山に入るとき、山に入ったら
- ・できるだけ2人以上で出かける。
- ・家族などに行き先や帰宅予定時間を知らせる。
- ・水、食料、ライター、雨具、コンパス、携帯電話などを持つ。
- ・仲間とお互いに声を掛け合ったり、目印となる目標物を定めて

行動する。

- ・急斜面や崖など、危険な場所は避ける。
- ・早めの下山を心がける。
- 万一、迷ったら
- ・日没後は歩き回らず救助を待つ。
- ・ヘリコプターの音が聞こえたら、見通しのよい場所でタオルなどを振って合図する。

3. 熊にも注意

- 熊に出会わないために
- ・音を出しながら歩きましょう。(人間の存在を熊に知らせましょう)
- ・日の出、日没前後はなるべく山には入らない。(熊が活発に活動する時間帯です)
- ・熊の足跡や食べ後などの痕跡を見つけたら特に気をつける。
- 熊に出会ってしまったら
- ・遠くに熊を見つけたら～静かにその場を立ち去りましょう。
- ・熊がこちらに気づいたら～静かにしていれば、ほとんどの場合、熊は立ち去ります。
- ・熊がこちらに近づいてきたら～熊の動きに注意しながら、ゆっくり後退する。走って逃げたり、大声、石投げなどは危険
- ・子熊に決して近づかない～近くに必ず親熊がいます。

児童虐待の根絶にご協力を

「もしかして児童虐待？」と、思ったら・・・まず通告(連絡することです。)

身体、顔に不自然な傷や打撲がある。

季節にそぐわない服を着ている。

駐車場の車内に子どもだけ放置されている。

子どもの泣き声と大人の怒鳴り声がいとも聞こえるなど。

通報者のプライバシー保護は法律で定められています。

児童虐待を受けていると思われる児童を発見した際は、お近くの児童相談所、市町村児童福祉担当課に連絡してください。緊急の場合には、最寄りの警察署又は110番に通報をお願いします。

児童の安全確保のため、児童虐待の早期発見、通告及び相談にご協力をお願いします。

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成24年7月末累計)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		24年	前年比	24年	前年比
人身事故	発生件数	18	2	14	1
	死者	0	- 1	0	0
	傷者	25	9	19	6
物件事故		102	- 3	72	- 3

6月定例町議会

一般質問

町政ここが聞きたい

幸 渡 秋 内	山 辺 元 海	市 久 芳 繁	雄 一 郎 江 勝	議 員 議 員 議 員 議 員	高 尾 中	尾 地 島	壽 義 英	英 輝 臣	議 員 議 員 議 員
7名登壇									

質問

消融雪溝について
農業政策について



幸山市雄 議員

問 蔵館山内自転車店の裏から、大鱈九・十町内通りに流れている水路は、消融雪溝が整備されているが、夏場は悪臭がひどい。

冬期間は消融雪溝の水量が少なく、雪の処理が困難な状況で、平成九年ごろの完成から機能しておらず、日常生活に支障を来している。

山内自転車店裏の水門は、水の管理に問題があるようで、完成当初からトラブルが続いていると聞いている。

早急に悪臭の解消、冬場の効率的な雪処理のため、水量の確保をお願いしたい。

一、水量・水門の管理体制の指導は。

二、消融雪溝に取り入れるための取水法、地下水の利用法、温泉利用法などは考えられないものか。

三、駅通りの消融雪溝は、夏場、悪臭が立ち込め、観光地大鱈に

ふさわしくない。
その解消策は。

答 (町長) 既設の消融雪溝タイプの側溝は、奥が両側に道路側溝として整備したもので、その機能として十分に対応できる施設である。

水源は蔵館の山間部からの沢水及び長峰地区の農業用の水路の流末が山内自転車店裏を通って、大鱈九・十町内の側溝へ流れている。

山内自転車店裏の水門は、大雨のときの浸水防除として設置されているが、冬期間は水門の調整により水量の確保が可能と思われる。

ただし、今冬のような豪雪では利用状況などにより難しくなるのも実情である。

一、まずは用水経路の状況を調査し、土砂等が堆積している場合は撤去作業を検討したい。

山内自転車店裏用水路を確認したところ、水門の底部が洗掘されており、水が漏れている状況なので、修繕することにより水量の確保が図られる。

今後の水の管理については、消融雪として道路側溝を利用する地域の方々及び関係者と話し合いをしたい。

二、以前に同地区の下水道工事の際に調査して、消融雪溝とし

ての水量の確保は難しいと聞いている。

温泉利用については、温泉利用協同組合との協議が必要となる。

三、道路側溝は本来、雨水を処理するためのものであり、現状では消融雪溝を生活排水路として使用していることが悪臭の原因かと思われる。

特に夏場の悪臭の対策として、消融雪溝に蓄積されている土砂等の撤去や各地区町内会による清掃など、地域と一体となった取り組みが必要。

悪臭の原因となる生活排水については、下水道へ放流することによって悪臭が軽減されることから、地域住民に対し下水道普及の促進に努めていく。

問 町の農業生産額は、米が二億九千万円、野菜が二億七千万円、果実、りんごが三十二億六千万円、畜産、花卉合わせて四千万円、合計で三十九億二千万円である。

りんごは、町の農業生産額のトップで町にとって重要な産業であり、りんご農家の収入は地域経済に影響力を及ぼしている。

そのりんご産業が近年、高齢化問題、後継者不足、価格低迷、りんご樹木の伐採が多く、遊休

農地が見られる。

さらに追い打ちをかけるように、不受精花のカラマツ被害もあり、収穫に相当の影響があるのではないか。

農家数、就業人口についても、毎年減少している状況で、町の将来の農業をどのように考えているか。

一、町長は公約で、農業生産額を年間四十億から五十億円に上げると言っているが、具体的にどのように取り組むのか。
二、平成二十四年度一般会計予算の中で、農業生産施設整備促進事業補助金一千七十八万円の概要とハウス二分の一以内の補助、内訳等について。
三、カラマツの被害状況の地域的な調査及び今後の対策について。

四、弘前市、隣接市町村では遊休農地の早期の解消、カラマツ発生防止に努めている。

町でも農協、農業委員会とタイアップして、りんごの園地を視察する考えはないか。

町長及び農業委員会会長に聞きたい。

五、T P P について、町長は三月議会で、国政といえども慎重な態度で臨みたいと考えている」と答弁しているが、これは「反対」と受け取るが、T P P 参加について町長はどつ受けと

めているか。

農業委員会会長はどうか。

答（町長） 一、町の基幹作物であるりんごは農家の高齢化、後継者不足により、今後の生産額は平成十八年度の三十二億六千万円から減額に転じるものと推測される。

しかし、二、数年著しく増えているトマトの生産額は、昨年度初めて二億円を突破し、平成二十一年度と比較して六千万の増額。これは町のパイプハウス建設費の補助の成果だと思ふ。

現在五十五戸のトマト農家の今後の増を図るためにも、今後も町財政事情を考慮しながら補助を検討していく。

りんごとトマト、メロン、キュウリ等の複合経営の推進が農家所得向上につながるものと確信している。これらの産地拡大を図り、農業生産額四十億円から五十億円を目指していく。

二、本事業は複合経営の基盤づくりの一環として、トマト、メロン、キュウリ等のビニールハウス及び機械資材購入に対する助成事業である。

これにより産地拡大、安定生産を図り、農業所得の向上を図りたい。

本年度は助成額二分の一以内であり、内訳は、補助対象者は十九名、トマトハウス十棟、レインコート（雨よけ）三棟、メロンハウス五棟、機械十二台を予定している。

三、つがる弘前農協大鰐支店が五月二十九日、三十日に町内のりんご園地十五カ所の開花結実調査を実施した。

その結果、ふじの被害が目立つており、場所によるばらつきはあるものの、総体的に他市町村と比較すると被害は小さいが、平年に比べて品質は悪く、生産量も減少する見込みとのこと。

今後は詳細な調査を実施し、対応策を検討していく。

四、遊休農地について、農業委員会では年二回の実態調査を行い、不適切な利用や放置された農地の把握に努め、遊休農地の解消・発生防止に努めている。

この問題については、農協、農業委員会とタイアップし、現地視察をしたい。

カラマツ被害の視察については、園地に足を運び、直接生産者の声を聞きたい。

五、全国町村会は平成二十三年十月二十八日に、TPPは農林漁業だけでなく、地域経済、社会全体の崩壊を招くおそれが高いと、三度目の反対決議を表明した。

基本的には国民の同意が得られない現状であれば、国政といえども慎重な態度で臨みたいとの考えは現在も変わっていない。

答（農業委員会会長） 遊休農地については、農業委員会で年二回の農地パトロールを行い、不適切な利用や放置された農地の把握に努め、遊休農地の解消・発生防止に努めている。

カラマツは、農林課、農協と連携をとりながら、情報の収集に努めていく。

TPPについては、昨年十一月の県農業委員会大会及びことし五月の全国農業委員会会長大会において、満場一致でTPP交渉参加反対が決議された。

質問
町民が安心して安全に暮らせる道路整備について



高尾 壽英 議員

問
交通安全のためには運転者の法令遵守はもちろん、安

心できる環境整備が必要になってくる。

町民の命を守るといふ人間優先の視点に立った安全でゆとりのある道路環境づくり、ガードレール、カーブミラー、案内標識等、交通安全施設の整備等、できるものから順次進めてほしい。町長の考えはどうか。

当町の歩道の現状は、国道は設置されているが、ほとんどは設置不可能と思う。

しかし、各地で登下校の列に車が出っ込み、小さな命が次々と犠牲になる痛ましい事故が発生、文部科学省はようやく全国調査に乗り出すようになったが、町だけでも早急に通学路の調査をし、対策を講ずるべきである。

交通安全教育は、小中学校で実施しているが、特に自転車通学の中学生に対しては、自転車も車両であるということ認識させ、さらに法令を守るよう指導してほしい。

交通安全教育は、防災教育と同じで、自分の命は自分で守るという意識を植えつけるということもあるかと思う。事故が起きてからでは遅いと思うが、教育長の考えを聞かせてほしい。

答（町長） 今年度の道路整

備計画では、地域からの要望等を踏まえ、破損しているガードレールの敷設替えやカーブミラー、区画線の設置、道路幅員の拡幅につながる蓋付き側溝の整備など、歩行者の安全確保に努めることにしている。

町内の標識の設置状況を確認し、限られた予算の中で修繕等も検討しながら、地域の交通安全対策を重視した道路整備を進めていきたい。

答（教育長） 教育委員会では四月の雪解けを待って、通学路の安全について各学校に点検を依頼している。安全教育も、各学校で毎年進めている。文部科学省から、通学路の



交通安全の確保の徹底についてという調査依頼がきており、取り組むつもりでいる。相次ぐ事故に対し改めて通路の安全点検、交通安全教育、特に中学生の自転車走行のマナーを徹底するよう指示している。

児童生徒の通学の安全に今後万全を期す所存である。

質問



渡辺 久一郎 議員

地震や大雨災害について
鳥獣対策について

問 早瀬野地区、高野新田地区は行き止まりで、ほかにアクセスがないため孤立する可能性がある。

高野新田・早瀬野線の林道の方向性がはつきりしていない。どうなっているのか。

地域防災計画で指定する避難所について、地震と大雨で孤立する避難所は何力所あるのか。

被害者の氏名、住所など基本

情報や被害状況、避難先、被災者証明などを総合的に管理する「被害者支援システム」の進捗状況はどうなっているのか。

答 (町長) 早高線林道の当初計画を県営事業としてお願いしたが、関係面積が足りないことから町営事業になるとのこと、財政的に懸念がある。現在、別路線を検討中である。

道路規格のランクも下げ事業費を削減し、再度県にお願いし、財政健全化計画と照らし合わせながら取り組んでいく。

地震・大雨の両方を要因として孤立する施設は二十六カ所、大雨のみによる施設はない。

被災者支援システムのセットアップは終了した。操作の習熟等がこれからとなる。

問 最近、クマの目撃情報が多くなり、人的被害はないが、今後懸念される。

町の鳥獣被害対策の全体像はどうなっているのか。

昨年度の被害の総額はどれくらいに上るのか。

講習を受ければ、わなによる有害鳥獣捕獲の補助者になれる、わな特区」の活用を考えるとどうか。

答 (町長) 目撃情報があつ

た場合は防災無線、巡回車等で情報を提供し、生息地に隣接する農地や集落では、クマの誘引物を除去する対策が重要で、町民へ啓発したい。

被害総額は算出していない。「わな特区」を前向きに検討したい。

質問



福地 義輝 議員

旧三セク職員及び旧開発公社職員の待遇改善の状況について
町長の選挙公約について
大鰐町の生活保護の状況について

問 本年四月から、旧三セク・公社職員の月額がアップされたと聞くが、高い職員はいくらアップし、平均でいくらアップしたのか。

答 (町長) 年齢によって違いはあるが、月額単価の一〇%をめどに改善を行っている。

問 選挙公約に財政改革を掲げる山田町長の独自路線とはいかなるものなのか、

答 (町長) 実行し、結果を出すこと。

今後のまちづくりは、今年度中に今後十年間の第五次町総合振興計画で示す。

問 最近、生活保護者の増加に合わせるかのように不正受給者が問題視されている。

当町の生活保護世帯数、人員数の状況はどのようになっているのか。

不正受給に関する情報を把握しているのか。しているとすれば、どのような対策を考えているのか。

答 (町長) 町の生活保護世帯数は百七十四世帯で、受給者数は二百七十七人。平成二十三年度末と比較すると、三世帯九人が減少している状況である。

不正受給に関する情報は把握していない。把握した場合には速やかに県に連絡をとり、適切に対応したい。

質問



秋元 芳江 議員

国保介護保険の減免について
首長九条の会について
大鰐町の企業誘致について
再生可能エネルギーについて

問 保育新システムは、制度自体が複雑な上、きちんと報道されていないこともあり、保育者や保護者の間では話題になっていないが、子育ての充実は切実な問題である。

政府は待機児童をなくすためと言っているが、逆に増える可能性が大である。なぜならば、各自治体が保育の実施に責任を持つ今の姿から、新システムでは「保育実施責任」がなくなり、自治体は保育時間の認定をするだけで、実際に保育施設を探すのは親の責任になるからである。

都会では保育施設に子供を預けられないために育児休暇を延ばしたり、やむなく退職したりする例が後を絶たない。この子ども・子育て新システムに

対する見解を聞かせてほしい。
もし子ども子育て新システムが導入されれば民間企業が参入し、営利目的になる可能性が大であり、今でも決してよいとは言えない保育者の待遇はもつと悪くなり、当然、子供たちにも影響が及び。

保育の内容もオプシヨンのよつになり、保育料が高くなり、親の経済状況で子供の保育に差が出る。

この制度が導入されたときに、保育料の問題、保育者の待遇など、町として対策は考えているのか。

答（町長） 子ども子育て新システムについて、六月四日に県の説明があつたばかりで、制度自体は現行のシステムの問題である待機者の解消を図るなどのような仕組みとなつていくように聞いている。

今回のシステムの導入には一長一短があるが、子育ての施設が運用上、利用者に十分活用され、子供の健やかな育成の一助となるよう努めたい。

保育料は、国が定める基準を踏まえて町が設定することになるので、価格競争による質の切り下げは発生しない仕組みとなつている。

保育者の待遇面は、経験年数、

勤続年数などについて情報開示を義務づけることにより透明性を高め、教育、保育の質の向上を促し、保護者が最善の選択をできることになる。

人件費の過度な圧縮をしていく場合は、対外的に明らかになることから良好な待遇となるものと想定している。

現段階では法律が成立していないので、対策は考えていない。

問 事情のある場合は、申請

により国保税や介護保険料が減免される制度があることを知らないために、払えなく滞納となつていく方が少なからずいるのではないかと懸念される。この制度は周知徹底されているか。

今までこの制度を町民に知らせていなかった場合は、速やかに知らせてほしい。

国保税や介護保険料など、納付困難な人が窓口相談に見えた場合に、親身になつて相談に乗つていくか。

町民から、役場に聞きに行つても何も答えてくれないし、教えてもくれないという苦情をたびたび聞く。聞かれたら答えるのではなく、こういうときにはこういう制度があると知らせてこそ、町民に信頼される

役場となるのではないかと親切的な対応を望むが、どのように考えているか。

答（町長） 制度の周知徹底と納付の相談について、国保、介護に限らず、各事業において周知は大切であると承知している。

さまざまな機会でも町民が困つていくときには相談に乗つて、事情を聞いて町ができることや今後のアドバイスをするようにしている。

問 「青森県・市町村長九条の会がことし五月三日の憲法記念日に結成されたが、山田町長は参加していない。

町議会は、非核・平和都市宣言を決議している。

山田町長も、首長九条の会に参加を表明し、町としても非核・平和都市宣言をして、ぜひ予算化し横断幕を掲げ、大鰐町の平和に対する思いを町内外にアピールしてほしい。

町長は、首長九条の会に参加する意思があるかどうか。

答（町長） 戦争を二度と繰り返してはならないことは、日本国民として当然の感情であると思う。

しかし、このことと、青森県市町村長九条の会に参加することはまた別問題であつて、個々に考える感性の問題ではないか。

会に参加することもしかり、予算をつけて宣言し、アピールすることもしかりである。

問 過去に何社か企業誘致しているが、誘致した企業の数と、その企業が現在どうなつていくか。

町にアウトレットモールの誘致をという町民の希望があるが、町はどのように考えるか。

答（町長） 誘致した企業数は十社。業績不振が原因により撤退し、現在は五社が操業している。

町にアウトレットモールの誘致となると商工会及び地元商店会との関連もある。

事業者及び各種団体、町民の強い要望があれば検討が必要と思うが、まずは町の商工業の活性化を少しでも向上するため、町としてもできることがあれば積極的に協力したい。

問 大鰐町は、川と山という自然に恵まれている。地熱も利用可能かと思う。

小水力発電も農業用水のよつな川幅の狭いところでも可能で、いろいろと試行錯誤をしながら原発依存から脱却するために、町でも再生可能エネルギーに舵を切り替える時ではないか。

恵まれた地形を利用して、町発展のため町全体で取り組んでいけば必ず成功すると確信する。

子供や孫の世代に危険なものを残さないためにも、町として方向転換を図ることを切に望むが、見解は。

答（町長） 町における再生可能エネルギーの取り組みは、道路ロードヒーティングに地下水を利用しているものが二カ所、温泉水を利用しているものが二カ所ある。

温泉熱利用設備導入モデル事業として平成二十三年度中に中央公民館の駐車場ロードヒーティング、館内暖房に温泉水を利用している。

今後の取り組みは、県再生可能エネルギー等導入推進基金を利用して、平成二十五年から三力年で一部公共施設の太陽光発電及び蓄電設備の整備

をする予定。

これからは再生可能エネルギーの可能性能力等を確認しながら、将来の暮らしを支えるエネルギーとして普及に努めたい。

質問

スキー場について
地域住民の生活安全について



中島英臣 議員

問 二〇一三年度から四年連続で東北や全国規模の大会を受け入れる考えを示したが、大会にも利益に結びつくものと奉仕に近いものがある。
大きな大会となると、町にとって経済効果が大きいと言われている。町に宿泊し、町の商店会から物を仕入れ、飲食関係や商店が賑やかになり、農産物、お土産も売れ、町民が潤い、スキー場はリフトの売り上げが向上する。
しかし、昨今はかなり大会のやり方が変化して、宿泊なども現地に任せるのではなく、練習

環境が整ったところとか、ストレスや健康面で選手の負担にならないようなところとか、自分たちでネットや人間関係のつながりで情報を集め、宿泊も決めているのが実態である。
大鰐のように交通の利便性のいいスキー場は逆に不利になり、弘前市や近郊に宿泊地を求める方たちも増えてくる。
大会を誘致するのであれば、町の有益につながるようにする必要があるが、今後どのように対応していくのか。

町はどのような方法で指定管理者を決め、何を基準としているのか、もし、指定管理者が決まらなかった場合、どうするのか。

答（町長） 現在、全国規模のスキー大会の開催要望がきている。県で開催するとすれば大鰐でお願いしたいということなので、町としても前向きに進めていきたい。

町の基本的な考え方は、大会開催による町の財政負担が財政健全化計画を圧迫しない範囲で大会を開催すること。特に町単独で大きな施設整備はしないで、今ある施設を活用できる範囲で大会を開催したい。
先日、県スキー連盟と大鰐スキー倶楽部の関係者に出席し

てもらい、大会開催についていろいろ話し合いをした。解決すべき問題はたくさんあるが、これから県や国、近隣の市町村にも協力してもらいながら、町の大きな利益につながるような形で準備していきたい。
スキー場は指定管理者にやってほしいという考えは変わっていない。スキー場国際エリアは、今シーズンから指定管理者を公募し、スキー場の管理業務等を委託したい。

六月中旬から募集を開始し八月上旬には指定管理者を選定して、九月定例会には議案を上げたい。

決まらなかった場合、昨年同様、町直営で営業する。

問 昨今、ツキノワグマの異常出没による人身被害など、人里や集落地におけるクマや猿など野生動物と人とのあつれきが大きな問題となっている。

町も今、クマがあちこちに出没している。野生動物は夜に活動するが、町を見ると明かりのない暗がりが多く、野生動物と遭遇し、襲われるかもしれない。

町民が被害に遭わないための安全対策は。
答（町長） 日ごろから息

地に隣接する農地や集落では、生ごみ、放棄果樹、廃棄果樹など、クマの誘引物を除去する等の対策が重要。

これらの対策を町民へ普及啓発するため、回覧板及び広報紙等を通じ、周知したい。

目撃情報があつた場合は、警察署及び猟友会等の関係機関と連携して防災無線、巡回車等で速やかに情報を提供し、町民の安全確保に努めたい。

質問

財政再建と相反する新たな政策の実行、具体的な方策は
水道料金の値上げと公用車購入に対し、強い批判の声
OSK開発公社の破綻その経営責任、民事責任の追及を



内海繁勝 議員

問 これまで長期間にわたって町を苦しめてきた大鰐地域総合開発株式会社と財団法人大鰐町開発公社であるが、町長

の交代を機によりやく消え去ることになった。

町は未だ高水準にある将来負担比率、かつ毎年度発生する借金の償還に係る高い公債費比率によって、今後とも財政健全化団体としてひたすら借金を返していく責任と義務を負う現実がある。

町長は、産業、福祉、教育などの財政需要に対して、優先度と事業効果を見極めて政策を進めていくとも述べているが、恒久的かつ具体的な実現性を帯びた計画を立案し、新たな政策を推進すべく、町民に対し示してほしい。

総務課長の健全化団体からの脱却が第一であり、住民サービスについては十分配慮していくとの発言は、全く抽象的で具体性が欠如している。
町民に光明を与えるには一体何が必要なのか。
これに対して町長並びに総務課長から改めて考えを聞かせてほしい。

答（町長） 現在、町は財政再建のために作成した財政健全化計画にのっとり行財政運営を実行している。まちづくり計画が相反することはない。活性化対策の具体的な方策は、今年度策定予定の第五次町

総合振興計画に盛り込み公表したい。

いずれにしても財政健全化計画にのっとり進めていきたい。

答（総務課長） 財政再建団体への転落も危惧された中で一定の道筋がついた。

財政再建計画にのっとり事業を進めることは当たり前のことで、この中で一層の財政努力により財源を捻出し、三セク債の繰上償還等を適時に実施し、財政健全化団体から早期に脱却し、それ以後の財政負担の軽減を実現させる方向で考えている。

これを踏まえて、新しいまちづくりの総合指針となる町第五次総合振興計画を今年度に作成することを現在考えている。

あくまでも限られた財源の中で産業、教育、福祉にバランスよく配慮し、福祉施策の充実強化、橋梁の改修など社会資本整備の充実、大鱈温泉もやしやトマトなどの特産農産物の生産力強化、防災力の向上による防災に強いまちづくりなどを目指すことを重点に置いて進めていきたい。

問 水道料金について、三月

議会において町長は、住民を交えた経営審議会で検討を重ねた結果、水道料金の引き上げはやむを得ないと、の答申に基づき、さらに久吉水道企業団議会の議決を経て値上げに踏み切るうとして、「と述べた。

そこで、住民による審議会の人員構成を見てみると、値上げやむなしという結論を下した昨年の十一月九日に開かれた当該審議会には六名のメンバーが出席しており、その中には前議員であった者が一名、さらに現議員一名が名を連ねている。

一方では、議員によつて構成されている企業団議会がありながら、その上さらに審議会のメンバーに前及び現議員が加わる人員構成に照らし、極めて閉鎖的で妥当性を欠くと言わざるを得ないと考えるが、これに対する考えを聞きたい。

久吉ダム水道企業団の水道事業は、実質平成七年から始まっているが、企業団は当初から大変大きな問題を抱えたまま事業が開始されている。

第一点は、極めて高い値の漏水の問題である。供用が開始された平成七年度の漏水量は、六十九万九千トン、率にしておよそ三九%。

供用開始から十六年たった平成二十二年度の状況を見る

と、およそ四十万トン、率にしておよそ三〇%の水が、漏水によつて現在も無駄に捨てられている。

十六年もの期間が経過しているにもかかわらず、漏水率が改善されたのはわずか九%にすぎない。このことも企業団の収益構造が悪化する要因の一つであるのは明らかであり、県内においてはいまだに最悪な数値で、現在もワーストワンであるが、これについて総務課長の認識を聞きたい。

県市町村振興課の平成二十二年、市町村財政概要によると、県内の水道事業を行つている自治体あるいは水道企業団の中で、久吉ダム水道企業団の人員費は、水道水一立方メートル当たり四十四円、平川市十六円、藤崎町二十五円、田舎館村二十一円、鶴田町二十三円、黒石市三十五円とあり、長年にわたつて漏水に対してさしたる対策も講ぜず、その上さらに必要以上の人員を抱え、経営してきたことの積み重ねが、企業団の収益構造を悪化させる要因になっている。

この指摘に対して、総務課長の認識を聞きたい。

聞くところによると、今回一三%の値上げは暫定的なもので、数年をたたずして再び水

道料金の値上げを目論んでいるといふことであるが、事実か。

さらに言えば、企業団がこのような状況に陥つたのは、将来の需要予測を誤り、これを過大に見越して投資した、およそ七十億円もの巨額な借入金による事業費の問題である。

要するに、当時の町長らがそもそも収支予測を完全に見誤り、放漫経営を続けてきた企業団にすべての責任と原因があると厳しく指摘したい。

今回の値上げによつて一般家庭の水道料金とともに超過料金も県内において飛び抜けて高く、ますます住みにくい環境になりつつあると、現在町民から出ている声に対して、町長並びに総務課長の認識を聞きたい。

公用車の問題であるが、これについては既に議決され、報道によつて住民も知ることとなり、私自身小会議と呼ばれ、事実関係を説明してきている。

率直に言えば、新たな町長に期待していた住民は、非常に強い不満や批判を述べている。

町長は三月議会で、現在の車は毎年度六十万円から八十万円の年間整備費をかけた経緯がある。年間整備費に六十万円から八十万円をかけるくらいであれば、新たな車を買つ

たほうが経費的に安くつくといふ検討をした」との発言である。

私は、この裏づけをとるべく町に資料の開示を請求したところ、平成十八年度は二十二万三千円、十九年度は十九万九千円、二十年度が九万七千円、二十一年度が二十三万九千円、二十二年度は十二万八千円、二十三年度は十三万五千円ということになる。

町長の年間六十万円から八十万円の数値は一体どのような根拠があつて述べたのか。修理代がかさむから購入するという理由は何の根拠もない、虚偽捏造であると指摘したい。これについて答えてほしい。

公用車の購入について、一人の議員から強い勧めがあつたと聞き及んでいるが、事実であるのか。

答（町長） 久吉ダム水道企業団水道事業経営審議会委員は、企業団条例で定めている中で正規の手続きによつて人選されている。

この審議会が企業団の水道事業計画について、概要、経営状況、経営努力、大鱈町及び平川市からの財政支援などを詳しく調査し、審議した結果とし

て公営企業法にのっとり料金の値上げを了承したことに対し、町として異議を申し述べるところはない。

公営企業としての経営健全化計画は妥当性があると理解している。

公用車購入について、三月議会で申し上げた年間整備費六十万円から八十万円とは、整備費、燃料費、その他を含む年間維持費のことであり、整備費と申し上げたのは私の誤りであり、おわびを申し上げ訂正する。

一人の議員から公用車購入の強い勧めがあったかについては、そのような事実はない。公用車については、現在私は職員が使用している公用車で会議等に出席している。公用車の数も少ないことから、私が使用することにより職員の出張、現場への移動等に大変不便をかけており、そのためにも業務に支障が生じてくるのではないかと思っている。

今回購入することになる公用車は、私も使用させてもらうが、職員が業務に使用するためのものである。

答（総務課長） 四〇%の漏水があるということについては、有収水量ということもあり、そのとおりではあるが、漏水率

が高いのには三つの大きな原因がある。

一つは配管が老朽化していること。二つ目は大鰐の水道の水圧が高いこと。三つ目は企業団の財政力が小さいこと。現在、五二%が二十年以上の老朽管である。

今年度、料金改定により資金不足を解消し、体力をつけて配管の更新を企業団として考えているようだ。

一トン当たり人件費が四十四円かかっていると、二十三年度現在の決算見込みでは三十四円五十銭、約十円ほど人件費を落としてきた努力が実っている。

平成六年スタート当時は百四円という大きな数字であった。大鰐町、当時の碓ヶ関村で構成した久吉ダム水道企業団なので、体力が小さく、その中で議会を抱え、一部事務組合として独立した形で水道事業を経営していくということについて、非常に大きな負担があるということは紛れもない事実である。

しかし、いろんな形で努力してきたのは確かで、老朽管の更新、石綿管の交換というような工事はそれぞれ各年度計画的に進めてきた。

一三%の値上げは暫定的な

ものかについては、値上げは五年間のスパンで物事を考えなさいという厚労省から水道協会を通じての通達がある。

その中で、まず値上げをして収支を考えなさいということである。

今後、元利償還のピークがくるが、それぞれ元利償還の額が落ちてくるので、数年後にまた値上げをするということはあり得ないと考えている。

問 O S K及び開発公社の破綻に伴い、元町長らに対して、町が法的責任を追及するという問題については、再三にわたって指摘してきたが、町長は、町としてやるべきことを進めていかなければならないと考えている。今後は弁護士と相談しながら厳正な対応をしていくこと述べている。

ところが、三月議会において突如これまでの認識を変え、発言が大きく後退した。

開発公社と第三セクターに対して、町が有する債権およそ百五億円もの債権放棄をいざれ行うことを三月議会で説明しているが、現実的に考えた場合、それぞれの現状に照らし、これは致し方ない。

しかし、関係者の経営責任かつ保証責任、さらに児童死亡事

故に係る裁判所が下した元役場職員の管理責任及び民事責任に対して、全く追及することもなくすべて免責し、幕をおろそうと考えているのか。改めて町長の認識を聞かせてほしい。

今後の展開次第では、地方自治法第二百四十二条第一項に基づき住民監査請求仮にこれが棄却された場合、よもや私が盟友とする町長を被告に、同法第二百四十二条の二第一項に基づき、相手に対して請求せよとの判決を求めて司法の場で争うことになる、住民訴訟に発展することはぜひ避けてほしい。

これに対する町長の考えを聞きたい。

答（町長） 元町長前町長及び元職員らに対する経営責任及び民事責任の法律上の追及については、町が法的責任を追及するのは難しいのではないかと考えている。

議会だよりは、町議会職員で構成されている広報委員会が編集しています。なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。

久吉ダム 久吉ダム水道企業団だより

水道企業団からのお知らせ

上水道の開始、中止をする場合は、予定日の4～5日くらい前までに久吉ダム水道企業団へ電話にてご連絡ください。

詳しくは 久吉ダム水道企業団 ☎48-2229(営業時間/平日8:15～17:00)

大鰐町子ども会育成連合会だより

レクリエーション大会開催のお知らせ

親子でかかし作り、スポーツレクに参加してみませんか。

日時 9月16日(日)9:30～12:00

場所 町中央公民館

概要 親子でかかし作り・スポーツ

レクリエーション かかしは鰐come前に設置します。

詳しくは 大鰐町子ども会育成連合会(会長田中 大生 ☎090-6229-1684)



当該事業は宝くじの社会員 献広報事業です。

大鰐町選挙管理委員会だより

10月21日(日)は、大鰐財産区議会議員一般選挙の投票日です。

棄権のないよう投票しましょう。

投票日 平成24年10月21日(日)
午前7時～午後8時まで
告示日 平成24年10月16日(火)

選挙人名簿登録資格(選挙権)

大字大鰐に住所を有する人で、平成4年10月22日以前に生まれた人。

転入者については、を満たし、かつ今年7月15日までに転入届けをした人。

投票場所

投票区	投票場所	対象
第1	町中央公民館	大字大鰐の6町内Aから10町内の方
第2	湯野川原社会福祉館	大字大鰐の1町内から5町内Bの方

町内が「大鰐」でも大字蔵館・大字虹貝の方は投票できません。

投票所入場券(はがき)/告示日以後、順次郵送されます。なお、入場券を紛失、又は持参しなくても、本人確認の後、投票できます。

開票の日時・場所<即日開票>

平成24年10月21日(日) 午後8時30分
町中央公民館4階
期日前投票

投票日当日、仕事や用事等のため投票所で投票することができない見込みの方は、事前に投票することができます。

- 1)期間 平成24年10月17日(水)から20日(土)まで
- 2)投票時間 午前8時30分から午後8時まで
- 3)投票場所 町役場 第1会議室
不在者投票

投票日、仕事等で他の市町村に滞在中、又は指定病院・指定老人保健施設等に入院・入所中のため投票所で投票することができない見込みの方は、不在者投票の請求をすることができます。

(代理請求/告示日前請求可)

- 1)請求期限 平成24年10月20日(土)まで
- 2)受付時間 午前8時30分から午後8時まで
- 3)請求先 町選挙管理委員会(町役場内)

立候補届出

平成24年10月16日(火) 午前8時30分から午後5時まで、町役場議場で受け付けます。

届出に関する事前説明会

平成24年9月20日(木) 午前10時 町役場議場で行います。

お問い合わせは 大鰐町選挙管理委員会 ☎48-2111内線123(野呂)

大鰐温泉俳句の街づくり

『投句箱』

第七十四回(平成二十四年五月～七月)

優秀賞

投句数
小・中学生の部 四〇八句
高校・一般の部 二一七句
合計 六二五句

小・中学生の部

あさがおはぼうにまきつくジャングルだ 蔵館小一年 菊池咲希
つばめのこつんつんつんえさねだる 大鰐小二年 芳賀陽人
うんどう会きずなをつなくバトンリレー 大鰐小二年 山内風和
せみの声命の声だ一週間 大鰐小三年 對馬陸斗
宵宮で両手にわたあめりんごあめ 蔵館小五年 高杉一音
天使のわしろツメクサで作るんだ 大鰐小五年 神 愛梨
帰り道かえるゲコゲコ出むかえる 長峰小五年 福土晴香
夏の風ヒラヒラゆらすサルスベリ 長峰小六年 吹田麗有
夏の朝目覚まし時計はセミの声 蔵館小六年 加藤理子
夏の空青と白のハーモニ― 大鰐小六年 下山あさみ

高校・一般の部

球児たち夏の栄光つかみとれ 弘南高大鰐校舎 三浦 楓
汗かいてがんばる君はかつこいい 弘南高大鰐校舎 原子卓弥
美しき緑輝く茶臼山 弘南高大鰐校舎 米沢美稀
朝六時目覚まし時計はカツコウだ 弘南高大鰐校舎 佐藤歩実
高校の最後の夏がやってくる 弘南高大鰐校舎 尾張真子
この夏も友と過ごした思い出に 弘南高大鰐校舎 高阪祐葵
高校の最後の最後の夏休み 弘南高大鰐校舎 三浦勇己
夏にくる思い出いっぱいありがとう 弘南高大鰐校舎 小野正博
ねぶた好き一月前から囃す夜 弘南高大鰐校舎 石郷早紀
赤とんぼ髪に止まって髪かざり 弘南高大鰐校舎 田中 舞

状況についてお知らせします

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件に関すること

(1) 勤務時間及び週休日の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:15	17:00	12:00～13:00	土曜日及び日曜日

平成21年4月1日から休憩時間を15分延長し、1日の勤務時間が7時間45分、1週間の勤務時間が38時間45分となりました。

(2) 職員の休暇の状況

年次有給休暇取得状況

(平成23年1月1日～平成23年12月31日)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	一人当たり平均使用日数
5,637日	952日	140人	6.8日

勤務条件に関する調査より

休暇等

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
主な特別休暇	・夏期休暇 7月から9月の期間内の3日) ・産前産後休暇 出産予定日の8週間前から出産の日まで及び出産の翌日から8週間を経過する日まで) ・親族の死亡(配偶者10日、父母及び子7日、祖父母3日ほか)
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する2週間以上6週間以内で必要な期間
育児休業	3歳に満たない子が3歳に達する日までの期間

4. 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、降任、免職、休職、降給があり、一方懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分、免職、停職、減給、戒告の4処分があります。

(1) 分限処分(平成23年度中) 処分者……なし

(2) 懲戒処分(平成23年度中) 処分者……なし

5. 職員のサービスの状況

平成23年度においては、サービスの根本基準に違反した者はありませんでした。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

【階層別基本研修】

- ・新採用研修(5日間)……………2人
- ・主事・技師研修(3日間)……………1人
- ・主幹研修(2日間)……………5人
- ・課長補佐研修(2日間)……………5人
- ・課長研修(2日間)……………5人

【専門研修】

- ・政策法務研修(2日間)……………2人

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定においては、今後、他市町村等の動向も踏まえ、新たな人事評価制度の導入に向け検討していきます。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等の状況

【受診者数】

- ・総合検診
- 胸部……………75人
- Aコース……………25人
- Cコース……………50人
- ・脳ドック……………5人
- ・日帰りドック……………13人

Aコース 身体計測、尿検査、視力検査及び聴力検査
Cコース Aコース並びに心電図及び血液検査

(2) 職員互助会の状況

- ・名称……………大鰐町職員組合
- ・会員数……………184人
- ・補助金額……………平成23年度補助金廃止

(3) 公務災害の状況

- ・公務災害……………認定件数2件
- ・通勤災害……………認定件数0件

8. 公平委員会に係る業務の状況

公平委員会事務を青森県人事委員会へ委託

(1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求状況

職員の勤務条件に関する措置の要求については、平成23年度において新たな措置要求はなく、また、係属事案もありません。

(2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

職員に対する不利益な処分についての不服申立ては、平成23年度において新たな不服申立てはなく、また、係属事案もありません。

総務課だより

大鰐町人事行政の運営の

大鰐町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します

1. 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況

(1) 職員の採用の状況

職種	人数	備考
行政職	0人	
医療職	1人	平成24年4月1日・・・1人

(2) 職員の退職の状況

区分	男性	女性	計
定年退職		3人	3人
勸奨退職		1人	1人
その他	1人	1人	2人
計	1人	5人	6人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務企画	29	27	2	事務の整理(2)
	税務	9	9	0	
	民生	7	7	0	
	衛生	7	7	0	
	農林水産	9	8	1	事務の整理(1)
	商工	3	3	0	
	土木	6	5	1	事務の整理(1)
	小計	73	69	4	
特別行政部門	教育	12	11	1	業務員退職不補充(1)
	小計	12	11	1	
公営企業等会計部門	病院	54	54	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	8	8	0	
	小計	65	65	0	
合計		150	145	5	

職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員(総務企画:2名)を含みます。

2. 職員の給与の状況

(1) 平成23年度人件費の状況(普通会計決算)

職員数	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	
82人	270,380千円	33,209千円	103,104千円	406,693千円	4,960千円

(2) 職員の平均給料、平均給与月額、平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

一般行政職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
285,838円	305,756円	46.3歳
技能職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
274,722円	290,722円	58.5歳

(3) 職員の初任給の状況

(平成24年4月1日現在)

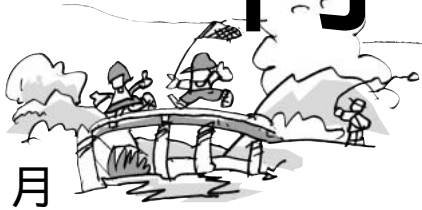
区分	大鰐町	国	
一般行政職	大学卒	163,590円 (172,200円)	172,200円
	高校卒	133,095円 (140,100円)	140,100円
技能職	高校卒	130,340円 (137,200円)	137,200円

注)大鰐町に関する()内の額は、平成24年4月1日から1年間実施している給与減額措置(5~10%)前の額である。



行事予報

9月



天候等による日程の変更にご注意ください。

1日(土)	鱒中祭
2日(日)	青森県民駅伝(アスパム前スタート/12:00) 『AOMORI花嵐桜組』よさこいライブ!イン大鱒!!(鱒come/11:00~)
11日(火)	大鱒町長寿福祉祭(町総合福祉センター/10:00~)
23日(日)	町民卓球大会(中学校体育館/開会式8:30)
29日(土)	大鱒町学校音楽会(大鱒小学校体育館)
30日(日)	大鱒町総合防災訓練(雨池スキーコミュニティセンター周辺/8:30~)

10月

5日(金)	大鱒町長杯グラウンド・ゴルフ大会(あじゃらグラウンド・ゴルフ場)
14日(日)	大鱒町硬式テニス大会(あじゃらテニスコート/開会式8:30)

第33回大鱒町硬式テニス大会開催について

主催 大鱒町体育協会、大鱒町硬式テニス協会
 期日 平成24年10月14日(日) 雨天順延は10月21日(日)
 会場 大鱒町あじゃらテニスコート(ハードコート8面)
 時間 受付8時~8時30分 開会式8時30分 試合開始9時
 種目 ミックスダブルス(24組)
 男&女、男&男、1名は必ず65歳以上、女&女(1名のみA級含みは可)
 参加資格 一般 ただし、次の方は参加できません。 青森県テニス協会主催大会へA級エントリーした者過去5年間(ただし、女&女ペアの1名のみは可) 学生 昨年の優勝ペア(パートナーを変えれば参加可)
 参加決定 参加者多数の場合は抽選 抽選日9月23日の10時から、あじゃらテニスコート受付、公開見学可、結果は9月25日までお知らせします)
 参加料 1ペア3,000円(当日)
 申込方法 郵送、またはメールにて2人1組でお申し込み下さい。
 申込受付期間 9月19日(水)必着
 メールでの申込みについて
 件名に「大会申込 申込みペア数」 申込み事項 ペア氏名所属クラブ名、男&男は年齢必須、代表者連絡先住所・電話・メールアドレス)。「青森県A級にエントリーしていません」と明記(女&女は1名だけ記入となる場合もあり)。
 申し込みを受信した場合は、受信通知を返信いたします。2日程経過しても受信通知のない場合は、申し込みが届いていない可能性がありますのでお問い合わせ下さい。

お申し込み・問い合わせは

〒038-0211 大鱒町大字大鱒字大鱒106-2 坂本府隆
 ☎48 4193 e-mail: owanitic@yahoo.co.jp(担当・佐藤)

INFORMATION

おしらせ

「親子であそびあおう・おやこの表現ワークショップ チンピイおおきなーれ！」開催

子育て中の親・子を対象とする、遊びのワークショップを開催します。

日時 平成24年 9月25日(火)

時間 10:30～11:30

場所 大鰐町総合福祉センター 遊戯室

対象 子育て中の親・子(0歳～3歳)

講師 NPO法人 あそび環境 Museumアフタフ・バーバン

参加のお申し込み・問合せは大鰐町赤ちゃんサークルわっこクラブ(代表 阿保香月 ☎090 - 2985 - 7458・佐藤朗子 ☎090 - 9421 - 6159)FAX(事務局)47 - 9740

青森県立弘前高等技術専門学校《平成25年度入校生募集》

募集科名及び定員

・自動車システム工学科 20名

・建築システム工学科 20名

応募資格 学校教育法による高等学校卒業生。(平成25年3月卒業見込みの者を含む)又は、これと同等以上の学力を有する者。

願書受付期間 平成24年10月9

日(火)～11月8日(木)

試験日 平成24年11月15日(木)

詳しくは 弘前高等技術専門学校 ☎32 - 6805

応援します！がんばる中小企業

「中小企業事業主向けワン・ストップ無料相談」

中小企業事業主の皆様のなやみについて、専門家がワンストップで相談に応じます。

経営課題・・・生産性向上・新規事業・資金調達など

労務管理・・・賃金・退職金・労働時間制度の見直しなど

まずは最寄の最低賃金総合相談支援センターまで

詳しくは 青森県最低賃金総合支援センター 青森市青柳2 - 2 - 6(青森県労働基準協会内) ☎017 - 777 - 4686

若者発ベンチャー創出事業(若者発あおもりベンチャー大賞)について

県では、次代を担う若者等が、創業・起業による地域資源などを活かした新たなビジネス創出を支援するため「若者発ベンチャー創出事業」を実施することとしています。

今般、当該事業の取組の一つである「若者発あおもりベンチャー大賞～夢起業ビジネスプランコンテスト～」を下記のとおり募集いたします。

1. 応募資格者

概ね45歳以下の若者、大学生等を中心とした、個人、グループ、法人で、青森県内における創業・起業のためのビジネスプランを有する者、あるいは当該ビジネスプ

ランにより創業・起業を予定している者。

募集期間 8月8日(水)～10月8日(月)

募集内容 青森県内での創業・起業による事業展開を進める内容で、かつ、独自技術、アイデア、こだわりなどをもとにした事業化されていない構想又は準備段階のビジネスプランで、その実現が、雇用の拡大や地域産業への波及効果など、地域経済の活性化に寄与することが期待されるもの。

賞・副賞 ・最優秀賞1件、補助金100万円(定額・上限) ・優秀賞2件程度、補助金50万円(定額・上限) ・奨励賞2件程度、市場調査等の旅費(上限6万円)

詳しくは 青森県商工労働部 地域産業課ベンチャー・コミュニティ支援G 藤田 ☎017 - 734 - 9374 E-mail atsushij_fujita@pref.aomori.lg.jp

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間について

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会が全国一斉に相談日を設け、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」を通じて、高齢者や障害者に対する虐待等に関する人権相談(電話相談)を開設します。

期日 9月10日(月)～16日(日)までの7日間

時間 午前8時30分～午後7時

土日は午前10時～午後5時

電話 全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110(ゼロゼロみんなのひやくとおぼん)

詳しくは 青森地方法務局人権擁護課 ☎017-776-9024

・除雪講習会を受講したもの又は受講予定のもの。

《申込手続》

受付期間 平成24年10月5日(金)まで

提出場所 大鰐町役場建設課

提出書類

除排雪登録申請書(役場建設課発行) 除排雪車両登録書(役場建設課発行) 運転手の経歴書(役場建設課発行) 各資格証の写し(運転免許証等) 住民票、資産証明書及び納税証明書 健康診断書(病院発行の写し) その他(車検証書、保険証書等の写し)

その他 除排雪業務委託の決定及び委託箇所等は書類審査及び入札によります。

詳しくは 町役場建設課 ☎48-2111内線442、443、444(加川、田中、齋藤)

防衛大学校・看護学生募集【防衛大学校一般採用試験(前期)】

資格 21歳未満の者 高卒(見込含む。)

受付期間 平成24年9月3日(月)~平成24年10月1日(月)

試験日 平成24年11月10日(土)~平成24年11月11日(日)(1次試験)

試験場所 青森第二合同庁舎(青森市長島1丁目3-5(予定))

【防衛大学校一般採用試験(後期)】

資格 21歳未満の者 高卒(見込含む。)

受付期間 平成25年1月23日(水)~平成25年2月1日(金)

試験日 1次試験 平成25年3月2日(土) 2次試験 平成25年3月15日(金)

試験場所 防衛大学校(神奈川県横須賀市走水1丁目10番地20号)

【看護学生】

資格 24歳未満の者 高卒(見込含む。)

受付期間 平成24年9月3日(月)~平成24年10月1日(月)

試験日 平成24年10月20日(土)(1次試験)

試験場所 青森第二合同庁舎(青森市長島1丁目3-5(予定))

お問い合わせは ☎036-8093弘前市城東中央3丁目9-19 自衛隊弘前地域事務所 ☎27-3871 Eメール:aomori.pco.hirosaki@rct.gsdf.mod.go.jp

専門家派遣事業の御案内

~地域資源を活用した新商品・新サービスの取組を応援します~

【募集期間:平成24年7月26日から随時募集】

県内の中小企業者が本県の地域資源(農林水産物/鉱工業品/観光資源)を活用して取り組む新商品の開発・販売等を促進するため、地域資源活用による取組の事業化に向けた事業計画(ビジネスプラン)づくりに対して、各分野の専門家を派遣してアドバイス等いたします。

対象者 県内に事業所を有する中小企業者(会社、個人)、各種事業組合、協同組合連合会で、国の地域資源活用事業計画の認定を目指す事業者 青森県が指定した地域資源を活用した取組であること。(現時点の指定地域資源数:214)

募集件数 10者程度

派遣回数 1者あたり、1回~6回程度。(事業者の要望等に応じて決定します。)

派遣する専門家について ビジネスプラン作成の専門家、販路開拓のアドバイザーなど事業計画作成にあたり、必要となる専門家を派遣します。(派遣の希望等を勘案の上、選定します。)

費用 無料

募集【募集開始】平成24年7月26日から、随時

応募方法 指定の地域資源活用専門家派遣申込書に必要事項を記入の上、申込先まで提出(郵送、ファクス、メール)してください。申請書は、ホームページからダウンロードできます。

お問合せ・申込先

☎030-8570 青森市長島1-1-1 青森県商工労働部 地域産業課 地域産業支援グループ(宮川) ☎017-734-9375 FAX017-734-8107メール:chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp

eLTAXについてのお知らせ

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告は、eLTAXでの電子申告が便利です。

県では、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(通称「eLTAX:エルタックス」)を利用して、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告受付を行っております。

eLTAXを利用すると、オフィスや自宅のパソコンから申告ができるので申告書を窓口を持参したり、郵送したりする必要がありません。

詳しくは 中南地域県民局 県税部 課税第一課 ☎32-1131内線278 eLTAXホームページ (http://www.eltax.jp/)

INFORMATION

お知らせ

9月には、固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税・国民健康保険税3期の納期です。

秋季町民登山教室開催のお知らせ

大鱈山岳会では、秋季町民登山教室の参加者を下記のとおり募集します。

目的地 北八甲田赤倉岳(青森市)標高1,548m

日時 平成24年10月7日(日)

集合場所 J Aつがる弘前旧大鱈支店前 午前6時45分まで
午前7時出発

参加料 大人3,000円、小・中学生1,500円(八甲田ロープウェイ使用料含む)

参加資格 小学5年生以上(小・中学生は家族同伴が原則)、大人満70歳まで

但し、心臓病及び高血圧症治療の方はご遠慮ください。

申込先 大鱈町大字大鱈字湯野川原92番地 成田章 ☎48-2843

締切 平成24年9月28日(金)

携行品 山歩きに適した服装で、登山靴・雨具・ヤッケ・着替下着一式・水筒・軍手・昼食・予備食他。

当日雨天の場合、予定コースを変更します。

詳しくは 大鱈山岳会(成田章

☎48-2843)

スキー場支援ボランティア募集

大鱈温泉スキー場では、ゲレンデ草刈のボランティアを募集します。

期日 平成24年10月13日(土)

午前中の作業です。(小雨決行)

集合場所・時間 町総合案内所(スキー連盟事務所前)午前8時
その他 草刈機各自持参(貸出機が台数制限有りの為)

参加希望者は10月9日(火)までに、下記までご連絡ください。

詳しくは 町役場企画観光課 ☎48-2111内線23ㄨ 岩崎)

「全国一斉！法務局休日相談所」を無料開設

青森地方法務局弘前支局では、「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。相談は無料、秘密は厳守しますので、土地や建物の登記や遺言に関する問題、戸籍・供託の問題、近隣・家庭・学校・職場の問題、子どもに関する悩みごと、また、どこに相談したらよいか分からない問題など、お困りの方はお気軽にお越しください。

期日 9月23日(日)

時間 午前10時～午後4時

会場 青森地方法務局弘前支局
相談員 法務局職員、人権擁護委員、公証人、司法書士、土地家屋調査士

詳しくは 青森地方法務局弘前支局総務課 弘前市大字早稲田三丁目1番地1 ☎26-1150

「公証制度について」

10月1日から7日は「公証週間」です！ 遺言や大切な契約は

公正証書で。(公正証書は、法律の専門家の公証人が作成する公文書です。)

公証人は、国の一機関として、地域住民の皆様方の財産などの権利や生活を守り、トラブルを未然に防ぐために活躍しています！

公正証書で契約書を作って、大切な財産を守ります。公正証書で遺言を作って、大切な人に遺産を譲ります。公正証書で養育費の給付契約書を作って、子供の将来を守ります。任意後見契約書を作って、老後の安心を確保します。定款認証で適法な会社を設立します。

手数料は法定されていますので、安心してご利用いただけます。公証事務に関する相談は無料です。いつでも気軽にご相談ください。

詳しくは 弘前公証役場 弘前市大字新町176番地3 ☎34-3084(公証人 藤部富美男)

平成24年度大鱈町町道除雪業務委託の申込について

大鱈町では、平成24年度大鱈町町道除雪業務を委託するための申し込みを次の要領で受け付けます。

《申込資格》

- ・法人の代表者及び個人が大鱈町内に居住又は資産があるもの。
- ・運転手は複数の登録ができるもの。
- ・除雪機械を所有している又は取得可能なもの。
- ・運転免許証(大型特種)があるもの。
- ・車両系建設機械運転技能講習をおえたもの。

1歳の誕生日

【地区・森山】

佐々木慎・美紗子さんの子

るい
琉 ちゃん

(平成23年9月22日生まれ)



お兄ちゃん、お姉ちゃんが大好きな
“るい”です
でも一番好きなのはいたずら♡
今日も家の中を探検しながら
いたずらしようと狙っています
“わんぱく”“くんだけど”
みなさんよろしく
お願いしま～す

暮らしの情報

見守り新鮮情報第135号

注意！介護ベッドの手すりの隙間に首などを挟む事故！

消費者庁によると、介護ベッドの手すりの隙間に頭や首・手足などを挟まれて死亡や重症に至った事故は、2007年度から約5年間で58件報告されています。そのうち死亡事故は29件にものほります。介護ベッドの各製造事業者は、事故を防ぐための部品を配布したり、製品の安全使用に関する注意喚起を行ったりしていますが、部品の入手や交換をしていない利用者もいます。隙間に頭や首などが入り込むおそれのある製品を使用している場合は、部品を入手して取り付けるなどの対策が必要です。

ひとこと助言

介護ベッドの手すりは、ベッドの側面に取り付けられ、ベッドからの起き上がりや降り降りの際にかまって体を支えたり、体がベッドから落ちたりし

ないようにするためのものです。しかし、手すり本体や手すりとはベッドとの間に生じる隙間、手すりを逆向きに取り付けたために生じた隙間などに頭や首・手足などが挟まれる重大な事故が発生しています。

各製造事業者は、事故の危険性のある製品に対し、隙間を埋めたり、逆向き取り付けを防止したりする部品を配布しています。介護ベッドの利用者や介護者などは、事故の危険性のある製品かを製造事業者を確認し、該当する場合は至急対策を講じましょう。2009年に介護ベッドの日本工業規格（JIS）が改正され、挟み込み防止のための隙間の基準強化が図られています。購入などの際には、新JIS対応製品であることを必ず確認するようにしましょう。

消費生活のご相談は

こまったときは
悩んだときは

消費者ホットライン
☎0570-064-370

青森県消費生活センター
☎017-722-334
弘前相談室
☎0172-364500

戸籍の窓口

7月受付分



お誕生おめでとう
お子さん(父または母)地区名

佐々木 濤^れ生^お(男・雅史)八幡館
伊藤 椿^{つばき}(女・智則)唐牛
成田 風^{ふう}(女・岩男)森山

おくやみもうします
亡くなった人(年齢)地区名

山口 忠 春(76歳)虹貝新田

吹田 睦男(78歳)駒木

小田 桐忠 治(80歳)大鰐10

山本 隆男(68歳)大鰐10

柴田 静江(81歳)苦木

山内 き 彥(91歳)早瀬野

佐々木 鐵 弘(76歳)大鰐6B

松岡 ふみ(91歳)蔵館3

青木 まき(89歳)大鰐2

大鰐町の人口と世帯数

平成24年7月末日現在	
人口	11,176人
前月比	(-13)
男	5,161人
女	6,015人
世帯数	4,315世帯
前月比	(+1)